

令和4年度

# 持続可能性の高い経営に取り組む企業の表彰制度

# 三重の サステナブル経営アワード

エントリー企業を募集します

三重県では、**自社の付加価値の向上と経営基盤の改善**を推進し、持続可能性の高い経営を行う県内企業の優れた取組を表彰する「三重のサステナブル経営アワード」を実施します。

募集  
期間

令和4年6月8日 水 ➡ 8月19日 金【17時必着】

「三重のサステナブル経営」とは?

「三重のサステナブル経営」とは、環境や社会の**持続可能性**に配慮しながら、長期的に良好な経済活動を行う経営のことをいいます。具体的には、以下の4つの取組を実践することで、他の県内企業のモデルとなる持続可能性の高い企業が表彰対象です。

例えば…

- ベーパーレスを推進しゴミ排出量を大幅に削減した。
- グリーン調達に対応できるようになり競争力が上がった。  
(その他、光熱費削減、グリーン電力の活用、フードロスの削減 etc)



## 環境への配慮・脱炭素

- 環境に優しい企業としてのイメージ向上

例えば…

- 地元小学校に教材や図書を寄付した。
- 地域の小学生の育成のため、社会見学の受け入れを積極的に行つた。



(その他、子ども食堂への寄付、育児支援制度の充実、イクボス宣言 etc)

## 次世代育成の推進

- 次世代育成に取り組む企業姿勢の明確化

## 地域社会への貢献

- 地域に信頼され長く愛される存在

例えば…

- 寄付を行って収益を地域に還元した。
- 地元高校から積極的に採用を行い、雇用を創出した。  
(その他、ボランティア活動への積極参加、地域資源や地場産品の活用、地元イベントへの協賛 etc)



例えば…

- 働き方改革を推進して、従業員の定着率が上がった。
- 充実した福利厚生制度で人材確保がしやすくなった。



## 従業員満足度の向上

- 人材の定着の促進
- 従業員の能力開発



このような「持続可能性の高い経営」を行う企業を表彰します



受賞企業の取組を広くPRし、周知を行います。

受賞の  
メリット

- 公開による表彰式での知事表彰
- 県ホームページ、SNS、各種媒体、県主催イベント等での情報発信
- 受賞企業紹介パンフレットの作成
- 県内高等教育機関等でのPRの機会の提供 など



# 「三重のサステナブル経営アワード」への応募方法

## 1 応募資格

三重県内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業・小規模企業  
(N P O、各種団体等を含む。)

※全業種対象。3決算期以上事業が継続していることが必要。

## 2 応募方法

募集期間内に、所定の応募用紙及び添付書類を郵送・持参又は電子申請で、下欄の「お問い合わせ・お申し込み先」までご提出ください。

### 【必要書類】

- ・応募用紙 1部
- ・直近3期分の決算書類 各1部
- ・パンフレット等の企業概要がわかるもの、その他補足資料 各8部

※応募用紙は三重県のホームページからダウンロードするか、  
下欄の「お問い合わせ・お申し込み先」にお問い合わせください。

(ホームページ URL <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500355.htm>)

※必要に応じ、追加で資料提出をお願いする場合があります。

※提出資料は本事業内でのみ使用し、その他の目的に利用することは一切ありません。

※三重県電子申請システムからの申請が可能です。

(<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/form.do?id=1650351226379>)

## 3 審査内容

①「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」の取組内容

②その取組が企業の付加価値の向上と経営基盤の改善につながっており、  
経営の持続可能性の向上が期待できるか

以上を、総合的に審査し、受賞企業を決定します。

 これらの取組を実施するにあたり、効果的にデジタルを活用し(※)、持続可能性の向上につなげている場合は、審査において考慮しますので、積極的に記入してください。

## 4 審査 の流れ

- (1) 1次審査（書面審査） : 9月中旬頃
- (2) 2次審査（経営者プレゼンテーション）: 10月中旬頃
- (3) 3次審査（現地訪問） : 11月中旬～12月上旬頃
- (4) 受賞企業決定 : 12月中旬頃
- (5) 表彰式 : 1月下旬頃

### (※)「デジタルの活用」の具体例

ペーパーレス化／オンラインミーティング／テレワーク／キャッシュレス化／クラウドサービスの活用／  
オンライン販売の活用／各種管理ソフトの導入・データベース化／地域の他社とのデータ共有／スマホ・  
タブレットを活用したデータ共有 etc

この表彰制度では例に掲げた取組は全て「デジタルの活用」に該当するものと考えております。  
多額の投資や、複雑なシステム構築を伴うことは必須ではありません。

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 市場開拓班

〒514-8570 津市広明町13番地（三重県庁8階）

TEL: 059-224-2393 / FAX: 059-224-2078

Email: [chusho@pref.mie.lg.jp](mailto:chusho@pref.mie.lg.jp)

【お問い合わせ】

【お申し込み先】

※新型コロナウィルス感染症の影響等により審査内容及びスケジュール等に変更が生じる場合があります。

※「三重のおもてなし経営企業選」は、当アワードと審査基準が類似しているため、同企業選受賞企業が申し込む場合、受賞時とは異なる取組によりお申し込みください。

※本事業は、平成26年4月に施行された「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内の中小企業・小規模企業の主体的努力を促すとともに、  
その魅力を周知するために実施するものです。(関係条文: 第5条、第25条)